

# 退職金規程

公益社団法人 福岡県診療放射線技師会 退職金規程

制 定：平成 25 年 04 月 20 日

最終改定：平成 25 年 08 月 03 日

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県診療放射線技師会（以下「本会」という。）の従業員の退職金について定めるものである。

## (適用範囲)

第2条 この規程による退職金は、次の各号の一に該当するものを除く従業員に適用する。

- (1) 顧問及び嘱託
- (2) 試用期間中の者
- (3) 日々雇い入れられた者

## (支給事由 1)

第3条 次の事由により退職するときは、基本退職金満額を支給する。

- (1) 業務上の事由による死亡
- (2) 業務上の事由による傷病
- (3) 本会の都合による解雇

## (支給事由 2)

第4条 前条各号以外の事由により退職するときは、基本退職金に別表 1 に定めた率をかけた金額を支給する。

## (支給制限)

第5条 懲戒解雇された従業員には、原則として退職金を支給しない。

## (勤続年数の計算)

第6条 勤続年数の計算は、次のとおりとする。

- (1) 勤続年数は入社の日より退社の日までとし、曆日によって計算する。
- (2) 勤続年数に 1 年未満の端数があるときは月割で計算し、1 月未満は 1 月に繰り上げる。
- (3) 休職期間は原則として勤続年数に算入しない。

(基本退職金の計算)

第7条 基本退職金の計算は、第6条で計算される勤続年数に100,000円を乗じて算出する。

(功労加算金)

第8条 在職中顕著な功労のあった者については、第7条の支給額のほかに功労加算金を理事会の決議により支給することができる。

(端数の取扱い)

第9条 退職金の算出金額に1,000円未満の端数があるときは、1,000円に繰り上げる。

(支給時期)

第10条 退職金は、退職の日から原則として14日以内に全額を支給する。

(支払方法)

第11条 退職金は、原則として直接本人が指定した本人名義の金融機関の預金口座へ振込みによって支払う。

(受給順位)

第12条 退職金を受け取るべき本人が死亡した場合の受取人の順位は、労働基準法施行規則の定めによる。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附 則

本規程は、平成25年8月3日に改定し、即日施行する。

平成25年4月20日制定

平成25年8月3日改定

[別表1]

支給事由2による支給率は次のとおりとする

勤続年数	支給率
3年未満	0
3～5年	60%
5～10年	70%
10～15年	80%
15～20年	90%
20年以上	95%